



平成26年度の 介護保険料決定通知書を送付します

☎ 高齢福祉課介護保険係
(市役所 1階⑤番窓口 ☎23-3331 内線 304・305・306)

65歳以上の方の保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の平成26年度住民税課税状況などで決定し、6月10日に市から介護保険料決定通知書を送付します。

特別徴収

(年金からの天引きで納めている方)

今年2月と同額の保険料が、4月・6月に差し引かれ、残りは8月・10月・12月と来年2月に振り分けて差し引かれます。

普通徴収

(納付書や口座振替を利用している方)

4月・5月は保険料の納付はなく、6月から来年3月まで毎月納めていただきます。



保険料の納め方

保険料は65歳になった日(誕生日の前日が属する月)から納めます。年額18万円以上の年金を受給されている方は、年金からお支払いいただきますが、次に該当する方は、市が送る納付書で納めてください。

- ① 新たに65歳になられた方
- ② 他の市町村から転入された方
- ③ 年度の途中で保険料が変更になった方
- ④ 年金受給権者現況届けを出し忘れた方
- ⑤ 年金担保の借り入れなどがある方



保険料

区分	対象者	料率	年額保険料
第1段階	本人が生活保護の受給者か高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	0.50	24,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.65	31,600円
特例 第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第2段階以外の方	0.70	34,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	0.75	36,500円
特例 第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	40,400円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で特例第4段階以外の方	1.00	48,700円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の方	1.25	60,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上の方	1.50	73,000円



軽減・減免制度

利用料の軽減

介護保険サービスを受けたとき、利用料の1割は本人が負担しますが、次のような軽減制度があります。

高額介護サービス

サービス費の本人負担が所得区分の上限を超えたとき

高額医療合算介護サービス

1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合算額が、基準額を超えたとき

特定入所者介護サービス

施設サービスの居住費と食費のうち所得段階に応じて負担上限額を超えた利用額を給付 など

保険料の減免

災害で財産が著しい損害を受けたとき、保険料の区分が第2段階から第3段階の方で生活困窮のため保険料の納付が困難な場合は、申請すると減免制度を利用できることがあります。



保険料を納めない

● 介護サービスの費用を一度全額支払い、後日市に9割相当分を請求する方法になります。

● 介護サービスを利用するとき、未納期間に応じて自己負担が3割に引き上げることがあります。

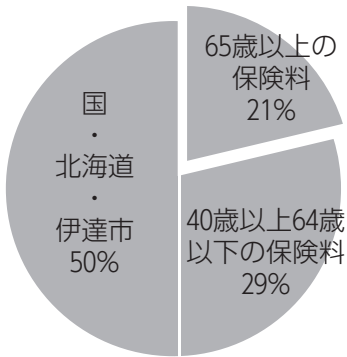
● 自己負担額が一定額を超えたとき、市から払い戻される「高額介護サービス費」や「高額医療合算介護サービス費」の支給が受けられなくなります。

※ 納付が難しいときは、まず市役所にご連絡ください。状況によって支払方法などの相談に応じます

保険料は大切な財源

保険料は介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険給付費の財源



市では、高齢者が元気で楽しく安心して暮らせるよう、さまざまな事業を行っています。

平成26年度版

「高齢者のための福祉サービス」

市が行う高齢者福祉サービスや介護予防事業などを紹介する冊子「高齢者のための福祉サービス」の平成26年度版ができました。

市役所・大滝総合支所・各地区コミュニティセンターに備え置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。

介護予防地域住民等支援グループ

活動事業のお知らせ

市内にお住まいのおおむね65歳以上の皆さんが、元気でいきいきと生活できるように、地域のボランティアグループなどが中心に、介護予防や生きがいづくり、ふれあい交流活動を行っています。

ひなげしの会

毎週木曜日 (元町会館)

阿部さん (☎23-11133)

グリーンクラブ

月2回 (みどり会館)

三寺さん (☎24-2616)

みはらし健明会

毎週水曜日 (みはらし会館)

本田さん (☎23-5991)

大滝ホロホロサロン

月2回 (大滝基幹集落センター)

藤田さん (☎68-6070)

いきいき茶ろん

月3回 (竹原会館・いきいき食堂)

井沼さん (☎23-0607)

ほっとサロン

月2回 (南稀府会館)

二井田さん (☎24-2706)

山下虹の会

月2回 (市営駅前団地1号棟)

結城さん (☎23-1739)

さくらの会

月2回 (北星福祉会館)

鈴木さん (☎22-5828)

仲良しクラブTONZKAN

月3回以上 (白鳥館)

佐藤さん

(☎090-8634-5694)

はまなすふれあい事業

月1回 (はまなす館)

岡崎さん (☎24-2186)

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係 (市役所1階) ☎番窓 ☎23-3331 内線

302・303・309